

令和2年度ふくおかアスリート育成強化事業実施要項  
ジュニアアスリート育成強化システム整備事業  
(育成システム構築事業)

県委託事業1

## 1 目的

- (1) 各競技団体が独自に優れた素質を持つ選手を発掘し、中・長期的かつ計画的に選手を育成強化するシステムの構築に向けた事業経費の一部を補助(支援)することで、各競技団体における一貫指導体制を整備・充実させるとともにジュニアアスリートの育成強化を図り、もって本県競技力の向上に資する。
- (2) 中央競技団体等が行う研修会等に各競技団体の指導者を参加させ、習得した指導法等を各競技団体が主催する技術指導講習会等で伝達し、競技力向上のための指導者の資質向上を図る。

## 2 補助対象競技

### 26競技団体

①水泳 ②陸上 ③サッカー ④テニス ⑤ホッケー ⑥ボクシング ⑦バレーボール ⑧体操  
⑨バスケットボール ⑩レスリング ⑪ウエイトリフティング ⑫ハンドボール ⑬自転車 ⑭卓球  
⑮馬術 ⑯フェンシング ⑰柔道 ⑱ソフトボール ⑲バドミントン ⑳ラグビー ㉑山岳 ㉒空手道  
㉓ゴルフ ㉔スキー ㉕スケート ㉖アイスホッケー

## 3 補助対象事業

- (1) 各競技団体が実施するジュニア選手(小学生・中学生・高校生)を対象とする事業で、各競技団体の「競技者育成プログラム」に則り、育成強化を有することを目的に実施する練習会や合宿等
- (2) 国立スポーツ科学センターなど国の機関や中央競技団体が実施する研修会に参加し、最新の情報を得て、県内の指導者に伝達し、各競技団体の指導者の資質向上を図る事業

## 4 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月末まで

## 5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

## 6 補助対象経費

別紙のとおり

## 7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

## 8 留意事項

当該事業を実施するにあたり、各競技団体に対して、下記の事項を徹底させること。

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
  - (2) 原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
  - (3) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。  
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
  - (4) 練習会や合宿については、年間を通して継続的に実施すること。(原則として月1回開催)
  - (5) スポーツアドバイザー派遣事業を活用し、スポーツ医・科学分野のトレーニングや研修会を実施すること。
  - (6) 旅費にかかる領収書の原本を提出すること。
  - (7) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。その際、参加する研修会の実施要項(資料等)を事前に提出すること。
  - (8) 研修会参加後は、県内の指導者に対して伝達講習会等を実施すること。
- ※(7)(8)については、3の事業対象(2)の事業の留意事項とする。

令和2年度ふくおかアスリート育成強化事業実施要項  
ジュニアアスリート育成強化システム整備事業  
(トップアスリート・優秀指導者招聘事業)

県委託事業2

## 1 目的

世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者を招聘し、練習会等を実施することで、有望な競技団体が指導法を改善し、トップアスリートの輩出や育成システムをブラッシュアップすることを目的とする。

## 2 補助対象競技

県内で育成システムを構築するための活動に着手し、トップアスリートを輩出しようとする16競技団体から5団体を選考する。

### 【16競技団体の中から5競技団体】

①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ラグビー ⑤ハンドボール ⑥陸上  
⑦卓球 ⑧バドミントン ⑨ゴルフ ⑩スケート ⑪テニス ⑫レスリング ⑬自転車 ⑭ホッケー  
⑮フェンシング ⑯山岳

## 3 補助対象事業

(1) 各競技団体が実施するジュニア選手(小学生・中学生・高校生)を対象とする。事業のうち、世界レベルで活躍するトップアスリートや優秀な指導者を招聘する練習会や合宿等【5競技団体】

## 4 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月末まで

## 5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

## 6 補助対象経費

別紙のとおり

## 7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

## 8 留意事項

当該事業を実施するにあたり、各競技団体に対して、下記の事項を徹底させること。

- (1) 組織的に一貫指導を推進するための責任者・委員会等を設置し、内容の充実を図ること。
- (2) 原則として県内全域を対象とすること。また、対象とする選手の選考基準を明確にすること。
- (3) 選手の育成にあたっては、県立スポーツ科学情報センターの測定を積極的に活用すること。  
特に、小学生については、神経系や調整力等を高めるトレーニングを取り入れること。
- (4) スポーツアドバイザー派遣事業を活用し、スポーツ医・科学分野のトレーニングや研修会を実施すること。

令和2年度ふくおかアスリート育成強化事業実施要項  
ジュニアアスリート育成強化システム整備事業

県委託事業3

(海外派遣事業)

1 目的

将来、オリンピック等の国際大会に出場できる可能性が高いジュニアアスリートに対し、若いうちからトップレベルの競技体験をさせることで、国際競技力の向上を図り、もって本県競技力の向上に資する。

2 補助対象競技

水泳競技・柔道競技の2競技団体が推薦する指導者・選手

3 補助対象事業

- (1) 指導者及び選手を海外に派遣し、世界のトップレベルを体験させ、「早期から世界に対する高い意識」を醸成させる事業
- (2) 海外大会で結果を出すため、指導者が海外の先進的活動視察だけでなく、練習会等に選手を帯同させ、貴重な体験を得る事業

4 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月末まで

5 補助対象経費

旅費（交通費・宿泊費）とする。

6 補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

7 留意事項

当該事業を実施するにあたり、各競技団体に対して、下記の事項を徹底させること。

- (1) 当該競技団体が責任を持って主催すること。
- (2) 目的を十分に達成でき、治安状況等参加者の生命及び身体の安全が確保できる国（地域）であること。
- (3) 原則として長期休業期間中に実施し、その際、必ず事前に保護者の同意を得ること。
- (4) 万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や現地の医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また、選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- (5) 参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- (6) 事業の実施にあたっては、必ず十分な補償のある保険に加入していること。
- (7) 参加者の経済的な負担を極力、軽減すること。

令和2年度ふくおかアスリート育成強化事業実施要項  
ジュニアアスリート育成環境整備事業

県委託事業4

(競技用具整備事業)

1 目的

競技用具が、競技結果を大きく左右する競技団体に対し、競技用具の整備・充実のための支援を行い、もって本県の競技力向上を図る。

2 補助対象競技

カヌー競技

3 補助対象事業

使用する競技用具の性能や操作性によって競技結果が左右される競技用具等を整備する。

4 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月末まで

5 補助額

上限100万円（所要額が上限を超える場合は、競技団体の負担とする。）

6 補助対象経費

100万円程度の競技用具の購入経費

7 各競技団体からの補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県体育協会補助金交付要綱による。

8 留意事項

当該事業を実施するにあたり、各競技団体に対して、下記の事項を徹底させること。

- (1) 購入予定物品を必要とする理由を明確にし、購入に際しては、3社以上の見積書をとること。
- (2) 保管場所・保管責任者を明確にするとともに、適切に管理し、破損等について十分に留意すること。
- (3) 修理等に係る経費は、競技団体が負担すること。